

## 学校法人君が淵学園職務発明等規則

(目的)

第 1 条 この規則は、学校法人君が淵学園(以下「学園」という。)の教職員等が行った発明等の取扱いについて規定し、その発明者としての権利を保障し、発明等及び研究意欲の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 本規則において、「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 特許権の対象となるものについては発明
  - (2) 実用新案権の対象となるものについては考案
  - (3) 意匠権、回路配置利用権並びにプログラム及びデータベースの著作物の著作権の対象となるものについては創作
  - (4) 商標権の対象となるものについては採択
  - (5) 品種登録に係る権利の対象となるものについては育成
  - (6) ノウハウを対象とするものについては案出
- 2 本規則において、「職務発明等」とは、教職員等が行った発明等であって、その内容が学園の所掌する業務の範囲に属し、かつ、その発明等をするに至った行為が学園における教職員等の現在又は過去の職務に属するものをいう。ただし、プログラムの著作物にあつては学園の発意に基づき学園の業務に従事する教職員等が職務上作成するもの、データベースの著作物にあつては学園の発意に基づき学園の業務に従事する教職員等が職務上作成するもので学園が自己の著作の名義の下に公表するもの、回路配置にあつては学園の業務に従事する教職員等が職務上創作したものをいう。
- 3 本規則において、「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 特許法に規定する特許権
    - 実用新案法に規定する実用新案権
    - 意匠法に規定する意匠権
    - 商標法に規定する商標権
    - 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権
    - 種苗法に規定する育成者権
    - 外国における上記各権利に相当する権利
  - (2) 特許法に規定する特許を受ける権利
    - 実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利
    - 意匠法に規定する意匠登録を受ける権利
    - 商標法に規定する商標登録を受ける権利
    - 半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利
    - 種苗法第3条第1項に規定する品種登録を受ける権利
    - 外国における上記各権利に相当する権利
  - (3) 著作権法第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物及び第10号の3のデータベースの著作

物に係る著作権法第21条から第28条に規定する著作権

外国における上記各権利に相当する権利

(4) 前3号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ財産的価値のあるもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利

4 本規則において「発明者」とは、発明等をした教職員等をいう。

5 本規則において「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 学園の理事及び監事

(2) 学園就業規則第2条に定める者

6 本規則において「出願等」とは、特許出願等の知的財産権に関し法令で定められた権利保護のために必要な所定の手続をいう。

7 本規則において、知的財産権の「実施」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 特許法第2条第3項に定める行為

(2) 実用新案法第2条第3項に定める行為

(3) 意匠法第2条第3項に定める行為

(4) 商標法第2条第3項に定める行為

(5) 半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為

(6) 種苗法第2条第5項に定める行為

(7) 著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為

(8) ノウハウの使用

(権利の帰属)

第3条 学園は、職務発明等に係る知的財産権を承継し、これを所有するものとする。ただし、学園が認めるときは、発明者に当該知的財産権の全部又は一部を帰属させることができる。

2 発明者が学園外の個人又は団体と共同して職務発明等をしたときは、当該発明者の職務発明等に係る持分の承継は前項の規定による。

(届出)

第4条 発明者は、発明等を行ったときは、発明等届出書(様式第1号)により、理事長に速やかに届け出なければならない。この場合において、共同研究に伴い発明等を行ったときは、研究代表者が届け出るものとする。

(発明等の審議)

第5条 理事長は、前条の規定による届出があったときは、学校法人君が淵学園知的財産審査専門委員会(以下「審査会」という。)に対し、発明等に関する必要な事項を諮問し、その審査結果に基づき、学園は、職務発明の該当の当否、学園が承継するか否か、及び学園が承継する知的財産権の持分割合について速やかに決定する。

2 学園は、前項の規定により、当該発明等に関する決定を行ったときは、当該発明者に通知するものとする。

(異議申立て)

第 6 条 前条第2項の通知を受けた発明者は、同条第1項の決定に異議があるときは、通知を受けた日から2週間以内に理事長に対し、異議を申し立てることができる。

- 2 学園は、異議申立てがあったときは、審査会の意見を徴した上で、申立ての日から1月以内に、異議申立ての可否を決定する。
- 3 学園が前項の決定をしたときは、当該発明者及び審査会に理由を付して通知するものとする。
- 4 異議申立てを行った発明者は、第2項の決定に対し再度異議申立てを行うことはできない。

(任意譲渡)

第 7 条 発明者からの届出による発明等について、学園が職務発明等に該当しないと決定した場合であっても、発明者から学園に対し、知的財産権を学園に譲渡する旨申し出があったときは、学園は、審査委員会の意見を徴した上で、知的財産権を承継するか否かについて決定する。

- 2 発明者から学園に対し、発明者が従前から所有している知的財産権を学園に譲渡する旨申し出があったときは、前項の例によるものとする。

(譲渡証書の提出)

第 8 条 第5条第1項の規定により、学園が知的財産権を承継すると決定したときは、発明者は、譲渡証書(様式第2号)を理事長に提出しなければならない。

- 2 前条の規定により、知的財産権の承継について決定を行ったときは、当該発明者に通知するものとし、発明者は、任意譲渡証書(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

(知的財産権の出願等)

第 9 条 学園は、知的財産権を承継したときは、原則として出願等を行うものとする。

(制限行為)

第10条 発明者は、学園が当該発明者の発明等について職務発明等でないと決定し、又は当該発明等に係る知的財産権を学園が承継しないと決定した後でなければ、出願等を行い、又は当該知的財産権を第三者に譲渡し、若しくは実施させてはならない。

(補償金の支払)

第11条 学園は、学園が所有する知的財産の実施、実施許諾又は処分により収益を得たときは、当該知的財産権に係る発明者に対し、補償金を支払うものとする。

- 2 前項に定める補償金の額の算定方法等については、別に定める。

(共同発明者に対する補償金)

第12条 前条に規定する補償金は、当該補償金を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

(退職後等の補償)

第13条 第11条に規定する補償金を受ける権利は、当該権利に係る発明者が学園に勤務しなくなった後も存続する。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。

(審査専門委員会)

第14条 審査専門委員会については別に定める。

(秘密の保持)

第15条 理事長、発明者、審査委員会の委員その他学園において届け出られた発明等の内容等について知り得る者(以下「学園関係者」という。)は、当該発明等の内容その他の学園又は当該発明者の利害に係る事項について、その秘密を守らなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項については、この限りでない。

(1) 学園及び発明者が公表することについて同意した事項

(2) 自己の責によらずして公知となった事項

2 前項の規定は、学園関係者が学園に勤務しなくなった後も適用する。

(退職後の出願等の取扱い)

第16条 発明者が学園に勤務しなくなった後に学園在職中に行った研究の成果を基に、転出先等において出願等を行おうとする場合は、あらかじめ理事長に届け出なければならない。

2 学園は、前項の規定による届出に係る発明等に当該発明者が学園在職中に行った職務発明等が含まれると決定したときは、当該発明者及び転出先等と知的財産権の持分等について協議するものとする。前項の規定による届出がなされずに出願等された発明等についても同様とする。

3 第3条から第13条まで及び前条の規定は、前2項の場合に適用する。

(外国出願の取扱い)

第17条 本規則は、外国の知的財産権を対象とする発明等について準用する。

(事務)

第18条 本規則に定める発明等に関する事務は、庶務課が行う。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、発明等の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。